

会 議 概 要 書	
会 議 の 名 称	令和6年度第2回袋井市国民健康保険運営協議会
担 当 部 課 名	市民生活部保険課
会 議 の 開 催 日 時	令和7年2月6日（木）午後1時30分～午後3時40分
会 議 の 開 催 場 所	袋井市役所5階第1委員会室
出 席 者	袋井市国民健康保険運営協議会委員 13名 （被保険者代表4名、保険医・薬剤師代表3名、公益代表4名、 被用者保険代表2名） 事務局 9名 （市民生活部長、保険課5名、保健予防課2名、納税課1名）
議 題	報告事項 1 令和5年度特定健康診査及び特定保健指導の法定報告値について 2 保険者努力支援制度の評価指標について 3 マイナンバーカードと健康保険証の一体化について 4 令和7年度国民健康保険制度改正について 5 令和7年度袋井市国民健康保険事業の概要について その他事項 第3次「袋井市総合計画」策定に係る意見交換について

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
事務局	1 開会 （定足数の確認） 委員14名中13名の方が出席しているため、袋井市国民健康保険運営協議会規則第5条（委員の半数以上の出席）の規定により、本日の会議は成立していることを報告した。
市長	2 保険者あいさつ 国民健康保険制度を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いており、被保険者の高齢化の進展や医療の高度化により、一人当たりの医療費が増加する一方で、被保険者数は大きく減少している状況である。こうした中、国においては、高額療養費の自己負担額の見直しが行われている。高齢化や高額薬剤の普及等により高額療養費は年々増加しており、現役世代をはじめとする被保険者の保険料負担の軽減を図るとともに、負担能力に応じた負担とする観点から、令和7年8月診療分からの自己負担額が引き上げや、令和8年度以降にも所得区分の細分化と自己負担限度額の見直しが検討されているが、被保険者にとっては、大変厳しい状況となる見込みであり、今後の国の動向を注視していきたい。

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
市長	しかしながら、国民健康保険制度を将来にわたって持続可能なものとしていくためには、さらなる財政基盤の安定化や効率的な事業運営が求められており、制度改革を進めていくことが重要と考える。委員の皆さまには、引き続き、国民健康保険事業の運営に御理解とお力添えをお願い申し上げます。 昨年度、本協議会で審議をいただいた第3期データヘルス計画が本年度から始まったが、各年代の被保険者の身体的な状況等に応じた健康課題を的確に捉え、課題に応じた事業を実施することにより、健康の保持や増進を図った結果、医療費の適正化に資すると考えられることから、計画に基づき、生活習慣病の予防や重症化の予防に効果的な事業を目標達成に向けて進めていく。 本日は、国民健康保険事業の実施状況、令和7年度の制度改正や予算の状況などを報告させていただくので、忌憚のない御意見をいただきたい。
委員	3 委員紹介 令和6年10月から新たに就任した委員の自己紹介
会 長	4 会長あいさつ 昨年12月2日から保険証の新規発行が終了し、「マイナ保険証」を基本とするしくみに移行した。現状では、今年7月末までの有効期限の保険証をお持ちの方も多いため、大きく混乱することなく保険証を利用いただいていると聞いている。 マイナ保険証の利用については、今後も丁寧な案内を行うとともに、現在お持ちの保険証の有効期限や、「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」なども含め、引き続き、周知を行っていく必要がある。 また、令和4年から3年間をかけて、14年ぶりに国保税の賦課方式や税率を計画的に改正し、本年度が最終年度となっていることから、来年度以降の税率を含めた方針等も検討をしていく必要があると考えている。 本日は、令和5年度の特定健診等の実績に基づく法定報告値、保険者努力支援制度の評価指標の状況、令和7年度の制度改正及び当初予算、納付金額等の概要について報告がある。 また、第3次袋井市総合計画の基本計画策定に向けた意見交換ということで、少し時間をいただきたいとのことである。 本市の国民健康保険事業の健全で効率的な事業運営に取り組んでいくため、皆様の忌憚のない御意見をお聞かせいただきたい。
事務局	5 議事 報告事項1について説明 1 令和5年度特定健康診査及び特定保健指導の法定報告値について
委員	特定保健指導実施率が高いが、面談勧奨や実施方法について、具体的にどのようなことを実施したのか。

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
事務局	面談対象者には、面談時に結果をお知らせしている。面談対象者のうち半数は、面談通知後、2週間経過しても連絡がない状況である。面談予約がない方には、昼間に2回ほど電話をし、それでも連絡がつかない方は、訪問したり、夕方に電話をしたりして、面談につなげている。また、面談の通知を工夫し、「専門家による指導が必要である」、「面談を受けてください」と、次の行動を示すような内容としている。 令和5年度は、面談を利用していない方322人のうち、65%、209の方が電話連絡によって面談につながっている。
委員	特定保健指導の実施率と併せて、発生率や改善率がどのように年次推移しているか、他の市町と比較してどうか。
事務局	本市の特定保健指導対象者の発生率は、受診者全体の約9%となっている。近隣市町も同程度の割合となっている。 改善率については、特定保健指導の対象から外れた割合ということを示すと、例年20%前後で推移している。本市は、保健指導の実施率が高く、多くの方に保健指導を実施しており、面談対象者の中でも、積極的に生活習慣を変えたい方、健康に対して無関心な方のどちらもあり、改善率は20%前後にとどまっていると考えられる。 健康に無関心な方の意識や生活習慣の改善を促すような保健指導を実施していくことが課題である。
委員	電話連絡や訪問は、市の担当職員が行っているのか。
事務局	担当職員だけでなく、保健指導のため7名（令和6年度は9名）の保健師、看護師、栄養士を雇いあげ、実施している。
事務局	報告事項2について説明 2 保険者努力支援制度の評価指標について
	（意見なし）
事務局	報告事項3について説明 3 マイナンバーカードと健康保険証の一体化について
委員	資格情報のお知らせの発行対象者は、マイナンバーカードの保険証利用登録者となっているが、資格取得者全員を対象とすべきではないか。
事務局	資格情報を確認いただくため、少し名称は違うが、「加入者情報のお知らせ」を被保険者全員に送付した。 国民健康保険では、加入者全員に「加入者情報のお知らせ」、マイナ保険証を登録してある方には「資格情報のお知らせ」、マイナ保険証の登録のない方には「資格確認書」をそれぞれ交付する運用となっている。
委員	被用者保険と国保との運用の違いがあることが理解できた。

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
委員	先日受診したとき、その日はマイナ保険証が使えないということで、紙の保険証を提出したことがあった。
委員	システムメンテナンスで3～4日マイナ保険証が使えないときがあったが、たびたびあると困ってしまう。 約3割がマイナ保険証を利用しているが、特に電子処方箋と併用すると、中央のコンピューターにアクセスして、読み取るのに30秒程度かかり、100人で1日50分のロスになってしまう。1日150人診るときもあり、全ての患者さんが、マイナ保険証、電子処方箋となると時間のロスがあり困ってしまう。
事務局	オンライン資格確認システムについては、市には情報がないが、医療機関等で不具合や困っている状況があることを関係機関との会議等の機会があれば伝えていきたい。
委員	マイナ保険証の利用者は、10%から20%くらいで、特に困っていることはない。マイナ保険証が利用できないときは、前もって通知がきたこともあったが、使えないときがあったことは聞いている。
委員	マイナ保険証の解除の理由は問わないということだが、どういう理由だったのかわかるのか。
事務局	わかる範囲では、これまでどおり紙のほうが使い勝手がよい、マイナ保険証の連携がうまくできない、マイナナンバーカードは情報漏洩が心配などであった。
委員	マイナナンバーカードにほとんど個人情報が入っていないことをもっと周知すべきではないか。
事務局	委員がおっしゃるとおり、マイナナンバーカードに対して誤った認識とならないようPRを行い、多くの皆さんに利用していただけるような取組をしていきたい。
委員	マイナ保険証を利用している方は4割ほどで、利用率は上がっている。受付で声をかけ、毎回提示するものということが徐々に周知されてきたと感じている。高齢の方は、マイナナンバーカードを作ったが、大事にしまっていてあるという方もいるため、積極的な声かけがいいと思う。同意いただければ、ほかの病院の医療情報や薬剤情報がよくわかるので、特に高齢者にはマイナ保険証を利用していただけるとよいと思う。
委員	顔認証は、帽子をかぶったり、マスクをしたりしてもしっかり認証できているのか。
委員	1年前までは、大事にしまっているタイプだったが、マイナ保険証を利用するようになって、毎回提示するのが当たり前になってきた。私の場合は、マスクをつけたまま顔認証をしたところ、認証できず、マスクをはずしたり、少し離れたりして、何度も何度もやり直して認証できた。
事務局	顔認証は、機器によって若干感度に違うがあるが、性能がよい機器であるので安心して利用していただきたい。

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
委員	病院の現金支払機のように機械化され便利になっていて、マイナ保険証もそのひとつであると思うが、このような社会に高齢者の皆さんが必死に慣れようとしているということを理解していただきたいと思う。
委員	マイナ保険証を読み取るとき、暗証番号か顔認証か毎回違って大丈夫なのか。
事務局	どちらでも大丈夫である。
委員	重症の知的障害のあるお子さんが、マイナンバーカードを作るため写真を撮ろうとするが、本人が動いてしまったりして正面の写真が撮れなくて困っている方がいる。そういう場合はどうすればよいのか。
事務局	場合によっては、市から職員が出向いて申請できる制度もあるので、市のマイナンバー担当部署に連絡して、どのような方法で申請ができるのか相談いただくようお願いしたい。
事務局	報告事項4について説明 4 令和7年度国民健康保険制度改正について
会長	マイナ保険証により、高額療養費を市から直接返すことはなくなるのか。
事務局	マイナ保険証や限度額適用認定証を利用して、あらかじめ自己負担額のための支払いとすることができ、全てを合算して、さらに限度額を超える場合は、市から償還することになる。さらに、年間の金額や介護と併せ高額介護合算という形で返す場合もある。
事務局	報告事項5について説明 5 令和7年度袋井市国民健康保険事業の概要について
委員	令和7年度の保険給付費は対前年度で4億円余り減る想定（7ページ）にもかかわらず、納付金算定結果としては、7,000万円増加の21億6,200万円となり、特に医療分が9,000万円弱の増加となっている。これは制度上のどのようなしくみによるものか。
事務局	納付金算定における1人当たりの医療費は、過去3年間の平均値で、令和7年度の算定では、令和3年度から令和5年度までの実績をもとに算出されているため、1人当たりの医療費の伸びが大きかったことが影響し、医療分納付金の増加につながっている。 令和7年度の算定時点の1人当たりの医療費の平均値が33万456円、令和6年度の算定時点では、これは、令和2年度から令和4年度までの実績になるが、30万8,961円で、比較すると1人当たり2万1,495円増額となっていることが影響していると考えられる。なお、令和6年度、令和7年度の医療費の実績は、令和8年度以降の納付金の算定に影響してくると見込まれる。

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
委員	令和7年度の事業基金繰入6,024万6,000円は、7ページの歳出予算のどの項目に該当するか。また、6,000万円余を基金から繰り入れる一方で、歳出では300万円余りを基金に積み立てる予算になっている。基金繰入を300万円減らして、その分の繰入を減らすという訳にはいかない制度背景や事情などがあるのか。
事務局	事業繰入金6,024万6,000円については、7ページの歳入の基金繰入金1億8,733万2,000円のうちの6,000万円余で、歳出予算では国保事業費納付金の財源として国保税の不足を補うものである。 歳出の基金の積立金319万9,000円は、国保事業基金の運用による預金の利子分で、その取扱いは、袋井市国民健康保険事業基金条例の規定され、基金の運用から生じる収益は、予算に計上し、一度基金に入れることとされているため、それぞれ予算措置をしている。 基金の利子は、毎年度、年度末に歳入の財産収入で受入れ、歳出の基金積立金から同額を支出し、積み立てる流れとなっている。
委員	今後、保険給付が下がっていく中で、次の期間の納付金がだんだん下がっていくという理解でよろしいか。
事務局	納付金の算定は、県全体の医療費との兼ね合いもあり、県全体の医療費が増えると、1人当たり納付金も増えるため、今後、納付金額が増える可能性もある。
委員	令和7年度は基金繰入額6,000万円を見込むが、基金残高が6億6,000万円で、11年間分ぐらいしかない。急激な税額の変動を緩和することも見通していくと、結構急ぎで対策を打っていかないといけないレベルになってきていると思う。医療費が下がっていく可能性はあるかもしれないが、検討していく時期になってきたと思う。
会長	令和7年度の本市国保事業は、予算規模が昨年度と比較して小さくなるが、納付金は増える。国保税は、今年度と同率・同額としていく。委員からも話があったように、来年度と令和8年度で、今後の国保税率等を検討していくこととする。
事務局	その他事項 第3次「袋井市総合計画」策定に係る意見交換について
委員	通院中の方は、特定健診・総合健診で採血をしなくても、がん検診だけを受けることができるしくみになっているのか。
事務局	がん検診だけでも受けることができる。
委員	がん検診だけを受けることができるのであれば、通院中の方は、特定健診よりも広範囲な検査をしているので、治療中の病気以外でも、主治医と連携してがん検診等を勧めれば、がんなどのリスクを見落とさないで済むのではないかと。 通院中の方の採血データは健診より詳しいと思うので、それを活用できればいいし、みなし健診としていくのであれば、通院中の方

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
委員	も含めて、特定健診の目標値を検討した方がよいと思う。 「ふくけん健診」では幅広く検査をしているが、特定健診では、コレステロール値が正常範囲内であっても、頸動脈エコー検査では動脈硬化が始まっていて、治療をした方がいいという状況がわかる場合もある。今後、健診に頸動脈エコーを取り入れたほうが脳梗塞や心筋梗塞などのリスクが抑えられるのではないかと思うが、どうか。
事務局	現状では、頸動脈エコー検査は、特定健診を受診した方で、特定保健指導の対象となった場合の二次検査となっている。
事務局	現時点で、頸動脈エコーを健診の項目に入れるかどうかはお答えできないが、委員から話があった「ふくけん健診」は、国保と後期高齢者医療保険の加入者を対象とした、研究を兼ねた健診であり、今後、全体的な結果が出てくることから、市民の皆さんに必要な健診内容を検討する際の判断材料のひとつとして考えていきたい。
委員	私もふくけん健診を受けたが、4時間半ほどかけて本当に詳しく検査をしていただいた。そのデータを今後にしっかりと活かしていただきたい。
委員	みなし健診について、通院されている方は、特定健診に必要な、例えば、身長や体重を測っていないため、特定健診受診者にカウントできないのは、被用者保険も同じである。健診を受けていただくのがいちばんであるから、いかに受診者を増やすのか、知恵を絞っていく必要がある。例えば、インセンティブにより受診者を増やすというのは、国保ではやりづらい部分があるのか。 また、市のキャラクターのフクロウは、病気を探すとか夜の森で獲物を見つける、というようなことを想起させる動物なので、うまく活用して、今まで受診していない方の目に留まるよう工夫をして案内をすることを提案する。
事務局	インセンティブは、限られた予算の中で十分な対応は難しいと考えている。数年前に、健診受診者へ健康グッズを配付したが、健康意識の高い方は、既にいろいろなものを持っているから、配らなくてもよいという声もあった。啓発グッズに代えて、今年度からは健診の自己負担額を、1,500円から500円に変更した。これまでも実施してきたものとして、節目年齢の方は、自己負担額を無料にしている。 こうした取組では、まだまだ効果が上がっていないため、健康保険組合の取組を参考にさせていただきたい。
委員	既に重症化しやすい方が、国保に入ってくるということで、被用者保険の加入者が仕事を続けられなくなような病気になって、会社を辞めて、国保に移る方がいらっしゃるのかなと、ちょっと責任を感じたところだが、そういうところの情報連携しながら、健康づくりを目指していけたらと思う。
事務局	健康保険組合と連携して、両方で重症化させない取組をしていけると非常にありがたい。今後も意見交換等させていただきたい。

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
委員	たくさんの資料をいただきありがたく思う。健診を受診したほうが医療費が低くなるということ、今後様々な機会を通じてお話させていただきたいと思う。特定健診の自己負担額が500円となったことはうれしく思う。ただ、わざわざ病気を見つけに行きたくないという気持ちも多くの人を持っているのではないかと思っている。丁寧に健診の案内をいただくこと、高額療養費もありがたく思っている。今後ともご尽力いただきたい。
会長	本日の意見交換は終了とするが、他にも御意見等がある場合は本日配付した意見シートにより事務局へ提出をお願いしたい。
	(全ての議事が終了)
事務局	6 その他 事務局から事務連絡
事務局	7 閉会

会議終了後提出された御意見
総合計画基本計画と少し対象期間がずれるが、特段の状況変化がなければ第3期データヘルス計画に盛り込んだ保健事業と基本は同じ延長線上で進める方が、両計画の整合が取れてよい。
特定健康診査の受診率向上について、例えば、「通院者」「3年間以上未受診」「40代～50代働き盛り」「高齢者」「有所見者・予備軍」など対象者の属性によって最適な勧奨方法を検討すると、呼びかけ効果が上がるのではないか。
総合相談窓口（電話相談）の受付時間を現在の平日のみから、24時間365日に延ばすと一定の医療費削減効果があるのではないか。 健康保険組合の事例では、電話相談のうち、日中の時間帯が46%に対して、17時～翌日8時の深夜早朝時間帯が54%である。土日の相談は、全体の23.5%となっている。電話相談は専門業者に委託する。無用な受診抑制など一定の費用対効果はあると思う。 また、電話相談の認知向上にもフクロウのキャラクターを活かせるのではないか。
生活習慣病の重症化予防について、ICTを活用した重症化予防指導プログラムなどの採用を検討するのもよいと思う。
生活習慣病の予防には、一人ひとりの食事・運動・睡眠の意識改革が必要だと思う。ただ、わかっているけど、面倒、長続きしない、忙しいという方が多いのが現状である。そこで、再度、周知に力を入れた方がよいと思う。方法としては、広報ふくろいに、健康コーナーをつくり、運動・食事・睡眠など予防につながることを毎月継続的に掲載していく。毎月の地道なコーナー発信に、目にとまり、気にかかる、意識するきっかけになっていくと思う。